和歌山県立医科大学附属病院 食堂運営事業者募集要項 ^{令和7年10月}

公立大学法人和歌山県立医科大学 事務局施設管理課

和歌山県立医科大学附属病院 食堂運営事業者募集要項 目次

1	概要	
2	食堂	この設置場所及び面積
3	契約]期間等
4	契約]形態
5	使用]条件等
6	賃料	}
7	経費	やの負担
8	参加]資格
9	書類	[の提出
10	配布	ī資料
11	参加	『資格の失効
12	質問	flの受付
13	プロ	1ポーザル審査委員会の設置 ₹
14	審查	歪及び選定の方法
15	その)他
16	参考	きデータ
別表	1	提出書類、提出部数及び提出期限等
別表	2	評価項目及び配点
別表	3	評価の方法

和歌山県立医科大学附属病院食堂運営事業者募集要項

1 概要

公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「大学」という。)が和歌山県立医科大学附属病院に設置している、患者及び職員等が利用する食堂の運営を行う事業者(以下「運営事業者」という。)を公募型プロポーザル(以下「当プロポーザル」という。)により募集する。

2 食堂の設置場所及び面積

- ・設置場所 和歌山県和歌山市紀三井寺 811 番地 1 和歌山県立医科大学附属病院中央棟 13 階
- ·面 積 280.73 m²(食堂、厨房、食品庫、控室) (別添図面参照)

3 契約期間等

- (1) 契約期間は令和8年4月1日から令和15年3月31日までの7年間とし、延長・更新はしない。
- (2) 店舗の設置・準備、撤去等に要する期間は、契約期間に含むものとする。

4 契約形態

借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

5 使用条件等

(1) 営業日·営業時間

原則として平日・土日祝日ともに営業すること。

営業可能時間は土日祝日を含め7:30~22:00とし、その範囲内で提案すること。ただし、平日は少なくとも10:00~20:00の間は営業すること。

大型連休、年末年始等の休業及び営業時間の短縮等については大学と協議し、承認を得なければ ならない。

(2) 店舗の設置、改修等

大学側が用意する電気及び給水・給湯・排水、ガスについては別添図面を参考にし、開店にあたっての改修(設備、備品等含む。)にかかる費用は、すべて運営事業者が負担すること。契約期間が終了した際には、運営事業者の負担で原状回復を行うこと。

(3) 電話設置費用

内線電話については、大学が設置する。ただし、大学と運営事業者との連絡のためのものであり、 運営事業者あての外線を繋ぐためのものではないので留意すること。外線電話(ファックス、通信 回線を含む。)を設置する場合は、接続に係る申込手続、工事等は運営事業者の負担で行うこと。

(4) 提供する商品

提供するメニューは運営事業者が決定するものとし、プロポーザル実施時に提案すること。ただし、病院内の施設であるのでアルコール類の提供は禁止とし、その他提供メニューについても制限することがある。

(5) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の負担において行うこと。

(6) 衛生管理及び感染症対策

運営事業者は、関係法令及び大学からの指示を遵守し、衛生管理及び感染症対策に十分注意を払 うとともに、これらにおいて発生した問題等については、すべて運営事業者の負担と責任において 対処すること。

(7) 張り紙、看板等の表示

張り紙、看板については、表示箇所・看板等の色彩及び数量等について、大学と協議の上、病院 敷地内の他の施設との一体性を保つと認められる場合のみ可とする。

(8) 廃棄物の処理等

廃棄物については、大学の指定する場所までの搬送及び処理を、運営事業者の負担により適切に 行うこと。

(9) 商品等の搬入搬出

商品等の搬入・搬出の時間及び経路については、大学の指示に従うこと。

(10) 従業員の駐車場

従業員の駐車場が必要な場合は、運営事業者において用意すること。

(11) 使用上の制限

使用物件は最善の注意をもって維持保全すること。また、運営事業者は、使用物件を食堂の営業 以外の用途に供してはならない。

(12) 第三者の使用禁止

運営事業者は、使用物件を他の者に使用させ、または転貸してはならない。

(13) 災害時の対応

災害発生時または災害が発生するおそれがあるとして大学から避難指示があった場合は速やかに 大学の指示に従うこと。また、災害の状況によっては営業を制限することがある。

(14) 法令等の遵守

食堂の運営にあたっては、関係法令及び規定を遵守すること。

(15) テナント工事

- ① テナント工事は大学の指示に従って施工すること。
- ② テナント工事に伴う営業関連法令及び建築関係法令で必要となる手続き、検査立会は運営事業者が行うこと。
- ③ 大学がもともと備える設備に変更を加える場合は大学と協議するものとする。
- ④ (2) に記載のとおり、前運営事業者の原状回復工事後、テナント工事に係る費用はすべて運営事業者が負担すること。
- ⑤ テナント工事開始時期等については、審査結果通知後速やかに大学と協議を行うものとする。

(16) 貸切営業等

大学関係者による予約や貸切営業の依頼には、可能な限り応えること。なお、それにより通常営業の内容や営業時間に変更が生じる場合は、大学の許可を得ること。

(17) 禁煙

病院を含む大学敷地内は禁煙であるので、従業員及び出入業者に対して禁煙を周知徹底すること。

(18) 損害賠償

運営事業者の責めに帰すべき理由により大学に損害を与えた場合、運営事業者はその損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。また、第三者に損害を与えた場合も同様とする。

(19) 契約の解除

本募集要項の内容に違反した場合又はその他病院に不利益を及ぼした場合、契約を解除することがある。

(20) その他

この募集要項に定めるもののほか、営業に際し必要な事項が生じた場合は、大学と協議するものとする。

6 賃料

賃料は固定賃料と売上歩合の合計に消費税及び地方消費税を加えた額とし、運営事業者は毎月大学が指定した期日までに売上を報告し、別途大学が発行する請求書に基づき、納入期限までに納入すること。

(1) 固定賃料

16,715 円/㎡・年(税抜) × 280.73 ㎡ = 4,696,915 円/年(税抜) ※使用面積の 1 平方メートルに満たない端数は 1 平方メートルとして計算する。

(2) 売上歩合

総売上×歩合(歩合率は提案に含めること。(最低 1.0%))

7 経費の負担

- (1) 使用物件の維持保全のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかるすべての経費は運営事業者が負担すること。
- (2) 電気料金等の光熱水費については、実費相当を徴収するものとする。別途大学が発行する請求書に基づき、納入期限までに納入すること。
- (3) 賃料、光熱水費等の振込手数料が必要な場合は、運営事業者が負担すること。

8 参加資格

- (1) 当プロポーザルに参加できる者は単体の企業(法人又は個人)とし、参加表明書を提出した日から契約までの間、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
 - ① 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程(平成18年4月1日和医大規程第22号。 以下「契約事務取扱規程」という。)第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
 - ② 公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成22年

制定)、又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定)に基づ く入札参加資格の停止期間中でない者であること。

- ③ 公立大学法人和歌山県立医科大学が行う契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成27年制定)又は和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 談合等による損害賠償請求を大学又は和歌山県から受けていない者であること。
- ⑥ 応募するテナントと同種・同規模の店舗の営業実績を引き続いて3年以上有する者で、公告日現在において、当該店舗を継続して営業している者であること。※客席数40席以上を同規模とする。
- ⑦ 令和6年4月1日から公告日までの間において、食中毒による営業停止処分を受けていない者であること。
- ⑧ 和歌山県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑨ 法人にあっては和歌山県内に本店を有する者、個人にあっては和歌山県内に住所を有する者であること。
- (2) (1) ⑨に該当する事業者が、チェーン本部とのフランチャイズ契約等に基づき当プロポーザル に参加しようとする場合にあっては、当該事業者が(1)①~⑧に規定する要件をすべて満たして いるものとし、同一のチェーンからの参加は一事業者のみとする。また、店舗の運営に関する最終 責任はチェーン本部が負うものとする。

9 書類の提出

(1)提出書類

別表1に掲載する書類

(2) 提出先

 $\pm 641-8509$

和歌山市紀三井寺 811 番地 1 和歌山県立医科大学管理棟 3 階和歌山県立医科大学事務局施設管理課

TEL: 073-441-0762 FAX: 073-441-0763

- (3) 提出期限
 - ・提出書類 I 令和7年11月6日(木)17:00まで
 - ・提出書類Ⅱ 令和7年11月28日(金)17:00まで
- (4) 提出部数
 - ・提出書類 I 別表1のとおり
 - ・提出書類Ⅱ 別表1のとおり
- (5)提出方法

持参又は郵送(簡易書留とし、(3)提出期限までに必着させること。)

10 配布資料

- (1) 病院内の店舗の配置図
- (2) 店舗部分の平面図、設備図面(給排水・ガス)、電気図面(電灯・コンセント)
 - ※ CAD データは配布できないので留意すること。
 - ※ 現場確認については、病院運営や店舗営業の支障とならないようにすること。

11 参加資格の失効

次のいずれかに該当する場合は、当プロポーザルへの参加資格はなくなるものとする。

- (1) 提出期限までに書類の提出がなかった場合
- (2) 参加資格の規定に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (4) その他不正な事項が発覚した場合

12 質問の受付

別表1の提出書類Iを提出した者(以下「応募者」という。)から当プロポーザルに関する質問を受け付ける。質問は質問書(様式5)を使用し、令和7年11月12日(水)17:00までに持参、郵送又はFAXで和歌山県立医科大学事務局施設管理課あて送付すること。

質問への回答は令和7年11月21日(金)までに和歌山県立医科大学ホームページ上で公表する。 ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わると推測される場合は、質問者に対し てのみ回答する。

13 プロポーザル審査委員会の設置

大学では、大学関係者及び大学外部の者からなる和歌山県立医科大学附属病院テナント運営事業者 選定に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

14 審査及び選定の方法

(1) プロポーザル参加資格審査

応募者を対象として、「8 参加資格」に適合しているかどうかについて、事務局施設管理課に おいて事前審査を行い、その結果については令和7年11月21日(金)までに応募者に通知する。 当該審査の結果、参加資格に適合していると認められた応募者を対象として、審査委員会でのプ レゼンテーション審査を実施する。

- (2) 審査委員会によるプレゼンテーション審査の実施
 - ① プレゼンテーションは、応募者が提案のポイントについて説明した後、質疑応答を行う。
 - ② 各審査委員は提出された提案書類等の応募書類及びプレゼンテーションの内容について、別表 2 評価項目及び配点に基づき総合的に審査し、得点化する。
 - ③ プレゼンテーション審査の実施は令和7年12月中旬~令和8年1月下旬を予定しており、令和7年11月下旬頃に日程及び実施方法等について通知する。

④ プレゼンテーション審査では、商品サンプル等提案書以外のものを用いることは不可とする。

(3) 評価の方法

- ① プロポーザルの得点の算出方法は、次のとおりとする。
 - i 各審査委員が売上歩合率以外の評価項目についてそれぞれ5段階で評価する。
 - ii i に評価項目ごとの配点を割り当てて合計し、審査委員ごとの評価点を算出する。
 - iii ii の合計を委員の人数で割り、売上歩合率以外の得点の平均点(小数第二位四捨五入)を算出する。
 - iv iiiに売上歩合率の得点を加算し、合計得点(小数第二位四捨五入)を算出する。
- ② ①で算出した合計得点が最も高い応募者を、運営事業者候補者として選定し、大学が設置する競争入札審査委員会での審議等を経て、運営事業者を決定する。
- ③ 最高得点を獲得した者が複数となった場合、売上歩合率以外の評価項目の平均点が高い応募者を 運営事業者候補者として選定する。
- ④ 最高得点を獲得した者が複数となり、かつ売上歩合率以外の評価項目の平均点についても複数の 応募者の得点が同点となった場合、当該募集に関係のない和歌山県立医科大学事務局施設管理課職 員に、くじを引かせて運営事業者候補者を選定する。

(4) 結果の通知

運営事業者の決定は令和8年1月下旬を予定している。審査結果は応募者全員に文書で通知する。 なお、他の者に係る審査の内容についての問い合わせには応じない。

(5) 審査結果の公表

審査結果の公表は令和8年1月下旬を予定しており、和歌山県立医科大学ホームページ上で行う。 公表する内容は、①決定した運営事業者、②全応募者の得点、③審査委員会の構成(氏名等)と する。

- (6) プロポーザル参加資格不適格理由の説明
 - (1) プロポーザル参加資格審査において不適格とされた応募者は、その理由について書面(様式なし)で大学に説明を求めることができる。当該書面の受付期間は令和7年11月25日(火)9:00から令和7年12月8日(月)17:00までとし、持参又は簡易書留により施設管理課に提出すること。回答は令和7年12月11日(木)までに書面により行う。なお、不適格理由説明の受付によって、当プロポーザルのスケジュールを変更することはない。

(7) その他

運営事業者候補者の辞退等があった場合には、次点の応募者を運営事業者候補者とする。

15 その他

- (1) 提出書類等の作成に伴う費用は、応募者が負担すること。
- (2) 提案書類を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合、それに応じること。
- (3) 提出期限を過ぎた場合の提案書類の再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (5) 何人も審査結果に異議を申し立てることはできない。
- (6) 提出書類は返却しない。

- (7) 配布した資料は、応募者の責任で処分すること。
- (8) 運営事業者に決定した者が、入居し営業する権利を他人に譲渡又は再委託することは認めない。
- (9) 提出書類 I を提出した後、当プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届 出書(様式 6)を提出すること。

16 参考データ

- (1) 紀三井寺キャンパス (医学部・附属病院) 勤務者数 約2,500人
- (2) 許可病床数 800床
- (3) 1日平均入院患者数 606人/日(令和6年度実績)
- (4) 1日平均外来患者数 1,523人/日(令和6年度実績)
- (5) 外来診察休診日 土日祝日、年末年始(12/29~1/3)
- (6) 面会時間 平 日 10:00~12:00 14:00~19:00

休診日 10:00~12:00 14:00~19:00

別表 1 提出書類、提出部数及び提出期限等

区分	書類名	内容	提出部数	提出期限
提出書類 I	①プロポーザル参加表明書	様式1	1部	11月6日
	②企業概要	パンフレット等、フランチ	10部	17:00
		ャイズ等の場合はチェーン		
		本部の企業概要も必要		
	③実績調書	様式2	1部	
	④登記事項証明書	法人の場合。個人の場合は		
		住民票の写し		
	⑤役員等一覧	様式3		
	⑥印鑑証明書等	法務局が発行する印鑑証明		
		書。個人の場合は市町村が		
		発行する印鑑登録証明書		
	⑦令和7年度(令和6年分)	・和歌山県税の納税証明書		
	の納税証明書	税務署が発行する消費税		
		及び地方消費税に未納のな		
		いことの証明書(納税証明		
		書その3〈税目を「消費税		
		及び地方消費税」と指定〉)		
	⑧免許等の写し	提案内容を実施するために		
		必要な免許等の写し(既存		
		店舗において取得した各種		
		営業許可等)		
	⑨フランチャイズ契約書等の	フランチャイズ契約書等、		
	写し(フランチャイズ等の	当該チェーンに加盟してい		
	場合)	ることを証明できる書類		
提出書類Ⅱ	⑩提案書	様式4	10部	11月28日
				17:00

- ※ 官公署の証明書(登記事項証明書、納税証明書及び印鑑証明書等)は、発行年月日から3か月以内の原本とすること。
- ※ 公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格又は和歌山県物品・役務の契約に係る 競争入札参加資格を有する者は、⑤・⑥の書類に代えて、「公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係 る競争入札参加資格決定通知書」の写し又は「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について」 の写し若しくは「和歌山県物品・役務調達競争入札参加資格者名簿への登載状況について」を印刷したものを提出する こと。
- ※ 提案書については<u>表紙以外は様式4を使用せず別紙での提出も可</u>とし、写真や図表も使用可とするが、用紙はA4サイズ(紙の向きの縦・横は自由。横書き)、枚数は提案内容部分を片面のみに記載することとし、<u>合計15枚以内(売上歩合率を除く。)</u>とすること。また、<u>別紙で提出する場合はすべて別紙で提出</u>することとし、様式4と混在しないようにすること。提案項目については<u>全項目について記載</u>し、漏れのないようにすること。

別表2 評価項目及び配点

区分	評価項目	配点	評価内容
全般的事項	店舗の運営方針		店舗の設置目的を理解し、利用者のニー
		1 0	ズに合致したコンセプトになっている
			か。
大学の収益性	売上歩合率	2 0	提案歩合率 ************************************
			最高歩合率提案者の歩合率
業務実施体制	人員体制	5	人員体制が十分であるか。
	従業員の接遇向上に	5	従業員への接遇教育が十分か。利用者か
	対する取り組み内容	э 	らの要望や苦情への対応方針はどうか。
	食品衛生・品質管理	5	食品衛生・品質管理の体制及び事故防止
		5	策が十分であるか。
地域への貢献	地場産品の取扱	1 0	地場産品の取扱に関する考え方が評価
		1 0	できるか。
利用者の利便性	営業日・営業時間・休	1 5	営業時間等の考え方が評価できるか。
	業日	1 0	
	店舗のレイアウト	1 0	利用しやすいレイアウトか。車いす利用
		1 0	者等に十分配慮されているか。
	商品・サービス	1 5	商品や取扱いサービスの構成が魅力的
		1 5	か。利用しやすい価格か。
その他アピールポイント		5	その他提案内容が他事業者より優れて
		5	いるか。
合計		100	

別表3 評価の方法

別表 2 「評価項目及び配点」の「評価項目」(売上歩合率を除く。)ごとに、提出された提案書類等の応募書類及びプレゼンテーションの内容について総合的に審査し、下記の評価基準に従い 5 段階で評価を行う。

評価基準	非常によい	よい	普通	やや劣る	劣る
評価	5	4	3	2	1